

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 5 年 1 月 20 日

申請者 氏名又は名称 株式会社 アプライ
 住所 〒584-0067 大阪府富田林市錦織南1丁目35-45
 代表者氏名 代表取締役 湯 浅 美 栄
 電話番号 0721-55-2772
 FAX番号 0721-55-2773
 メールアドレス info@kk-appy.co.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 20 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者	✓	15	斑鳩町 水道事業管理者	✓	22	広陵町 上下水道事業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者	✓	23	河合町 水道事業管理者	✓
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓	17	磯城郡 水道企業団企業長	✓	24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 上下水道事業管理者	✓	18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	13	平群町 水道事業管理者	✓	20	上牧町 水道事業管理者	✓			
7	五條市 水道事業管理者	✓	14	三郷町 水道事業管理者	✓	21	王寺町 水道事業管理者	✓			

様式第1 (水道法施行規則第18条関係)

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 5 年 / 月 20 日

申請者 氏名又は名称 株式会社 アプライ
住 所 〒584-0067 大阪府富田林市錦織南1丁目35-45
代表者氏名 代表取締役 湯浅美栄

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役 ユアミエ 湯浅美栄	
事業の範囲	管工事業 水道施設工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事業を行う事業所の名称	株式会社 アプライ
上記事業所の所在地	郵便番号 〒584-0067 大阪府富田林市錦織南1丁目35-45 住所 株式会社 アプライ 代表取締役 湯浅美栄 電話番号 TEL0721-55-2772 FAX0721-55-2773 F AX番号 メールアドレス info@kk-apply.co.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
・ ^{タカ} 湯 ^{ミエ} 浅 美 栄 ・ ^{ニシ} 西 ^{カワ} 川 倫 子 ・ ^{ハシガ} 橋 ^{アキ} 口 明 歩	・ 283167 ・ 314741 ・ 293898

当該給水区域で給水装置工事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

令和 5 年 / 月 20 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考
別紙添付				

（注）種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

機械器具を有することを証する書類

株式会社 アプライ

種 別	名 称	型 式・性 能	数 量	備 考
管切断用の機械器具	パイプソー240HI	225 mm	1	
	塩ビカッター	VC-34ED	1	
	塩ビカッター ・金切のこ	VC-13ED	1	
管の加工用の機械器具	面取り器	1/4～11/2	1	
	・パイプねじ切り器	REX 牛若 80ADX	1	
接合用の機械器具	エコワイドモンキー	HY-36 8-36 mm	1	
	エコワイドモンキー	HY-30 8-30 mm	1	
	縦型モーターレンチ	TMW250	1	
	プライヤー		2	
	・やすり		2	
	・パイプレンチ	13mm～100mm	1	
	・ガストーチ		1	
	はつりハンマー		1	
	コテ類		1	
	スコップ		1	
	角スコップ		1	
測定機器	水準器	オートレベル 24XG	2	
	アルミスタッフ	TS-33	1	
	・水圧テストポンプ	手動式	1	

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 5 年 1 月 20 日

申請者

氏名又は名称	株式会社 アプライ
住 所	〒584-0067 大阪府富田林市錦織南1丁目35-45
代表者氏名	代表取締役 湯浅美栄

水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

大阪府富田林市錦織南一丁目35番45号
株式会社アプライ

会社法人等番号	1201-01-063635
商号	株式会社アプライ
本店	大阪府富田林市錦織南一丁目35番45号
公告をする方法	官報に掲載してする。
会社成立の年月日	令和3年5月13日
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 給排水・給湯設備工事業 2. 水道施設工事業 3. 管工事業 4. 建築工事業 5. 土木工事業 6. 舗装工事業 7. 消防施設工事業 8. 警備業 9. 前各号に附帯関連する一切の業務
発行可能株式総数	1万株
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 500株
資本金の額	金500万円
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を要する。
役員に関する事項	<p>取締役 湯 浅 美 栄</p> <p>大阪府堺市美原区さつき野東二丁目15番地2 5 代表取締役 湯 浅 美 栄</p>
登記記録に関する 事項	<p>設立</p> <p style="text-align: right;">令和 3年 5月13日登記</p>

大阪府富田林市錦織南一丁目35番45号
株式会社アプライ



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(大阪法務局堺支局管轄)

令和 5年 1月18日

大阪法務局富田林支局
登記官

下 田 和 隆 仁



株式会社アプライ

定 款

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社アプライと称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 給排水・給湯設備工事業
2. 水道施設工事業
3. 管工事業
4. 建築工事業
5. 土木工事業
6. 舗装工事業
7. 消防施設工事業
8. 警備業
9. 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪府富田林市に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、1万株とする。

(株券の不発行)

第6条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を要する。

(相続人等に対する株式の売渡請求)

第8条 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第9条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録)

第10条 当会社の株式につき質権の登録を請求するには、当会社所定の書式による請求書に設定者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録の抹消についても同様とする。

(手数料)

第11条 前2条に定める請求をするには、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第12条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役の過半数の決定により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出等)

第13条 当会社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会

社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じたときも、同様とする。

- ② 当会社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

第3章 株主総会

(招 集)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

- ② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役の過半数の決定により社長がこれを招集する。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。
- ③ 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面であることを要しない。

(招集手続の省略)

第15条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議 長)

第16条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第18条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第19条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第20条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第21条 当会社の取締役は、1名以上とする。

(資格)

第22条 当会社の取締役は、当会社の株主の中から選任する。

- ② 前項の規定にかかわらず、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって、株主以外の者から選任することを妨げない。

(取締役の選任の方法)

第23条 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第24条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任され

た取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(社長及び代表取締役)

第25条 取締役が2名以上ある場合は、そのうち1名以上を代表取締役とし、取締役の互選によってこれを定める。

② 代表取締役1名を社長とし、会社の業務を執行する。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第27条 当会社の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までとする。

(剰余金の配当及び除斥期間)

第28条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して行う。

② 剰余金の配当が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(設立の際に発行する株式の数等)

第29条 当会社の設立時発行株式の種類及び数は、普通株式500株とし、その発行価額は、1株につき金1万円とする。

(設立に際して出資される財産の価額)

第30条 当会社の設立に際して出資される財産の価額は、金500万円とする。

(最初の事業年度)

第31条 当会社の第1期の事業年度は、当会社成立の日から令和4年4月30日までとする。

(設立時の取締役及び代表取締役)

第32条 当会社の設立時の取締役及び代表取締役は、次のとおりとする。

記

設立時取締役（1名）

湯 淺 美 栄

設立時代表取締役（1名）

大阪府堺市美原区さつき野東2丁目15番地25

湯 淺 美 栄

(発起人の氏名、住所等)

第33条 発起人の氏名、住所及び設立に際して割り当てを受ける株式数並びに株式と引換えに払い込む金額は、次のとおりとする。

記

大阪府堺市美原区さつき野東2丁目15番地25

湯 淺 美 栄

割り当てを受ける株式数 500株

払い込む金銭の額 金500万円

(法令の準拠)

第34条 この定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

以上、株式会社アプライを設立するため、発起人 湯淺 美栄 の定款作成代理人である 司法書士 永田 信彦 は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和 3 年 4 月 1 日

発 起 人 湯 淺 美 栄

上記発起人の定款作成代理人

司法書士 永田 信彦



原本の写しに相違ないことを証明します。

令和 5年 1月 20日

〒584-0067 大阪府富田林市錦織南1丁目35-45

株式会社 **アプライ**

代表取締役 **湯 淺 美 栄**

TEL0721-55-2772 FAX0721-55-2773



第二八三一六七号

給水装置主任技術者免状

本籍 大阪府

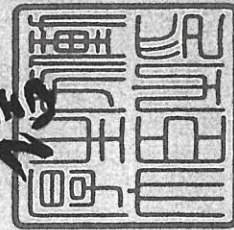
氏名 湯 淺 美 栄

昭和六十一年三月六日生

水道法昭和二十一年法律第七十七号の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成二十九年十月二十三日

厚生労働大臣 加藤勝信



第三一四七四一号

給水装置主任技術者免状

本籍 大阪府

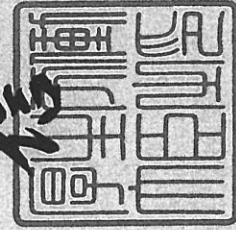
氏名 西川倫子

平成元年八月二十日生

水道法(昭和三十九年法律第百七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

令和四年十月二十四日

厚生労働大臣 加藤勝信



第二九三八九八号

給水装置主任技術者免状

本籍 大阪府

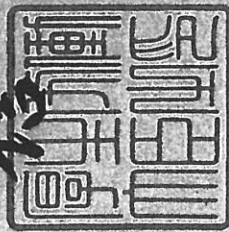
氏名 橋口 明 歩

昭和五十九年六月二十日生

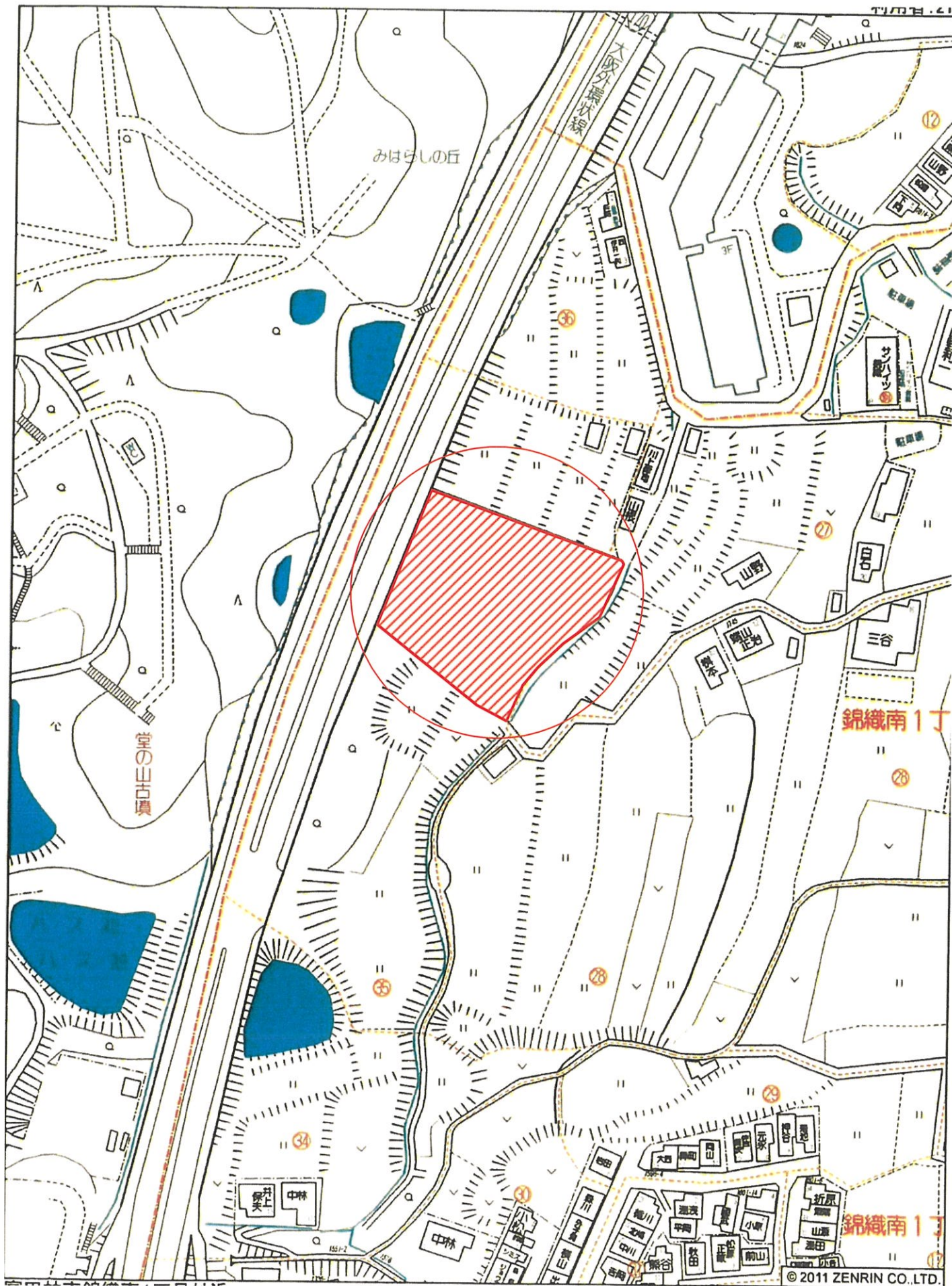
水道法昭和五十九年法律第七十七号の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

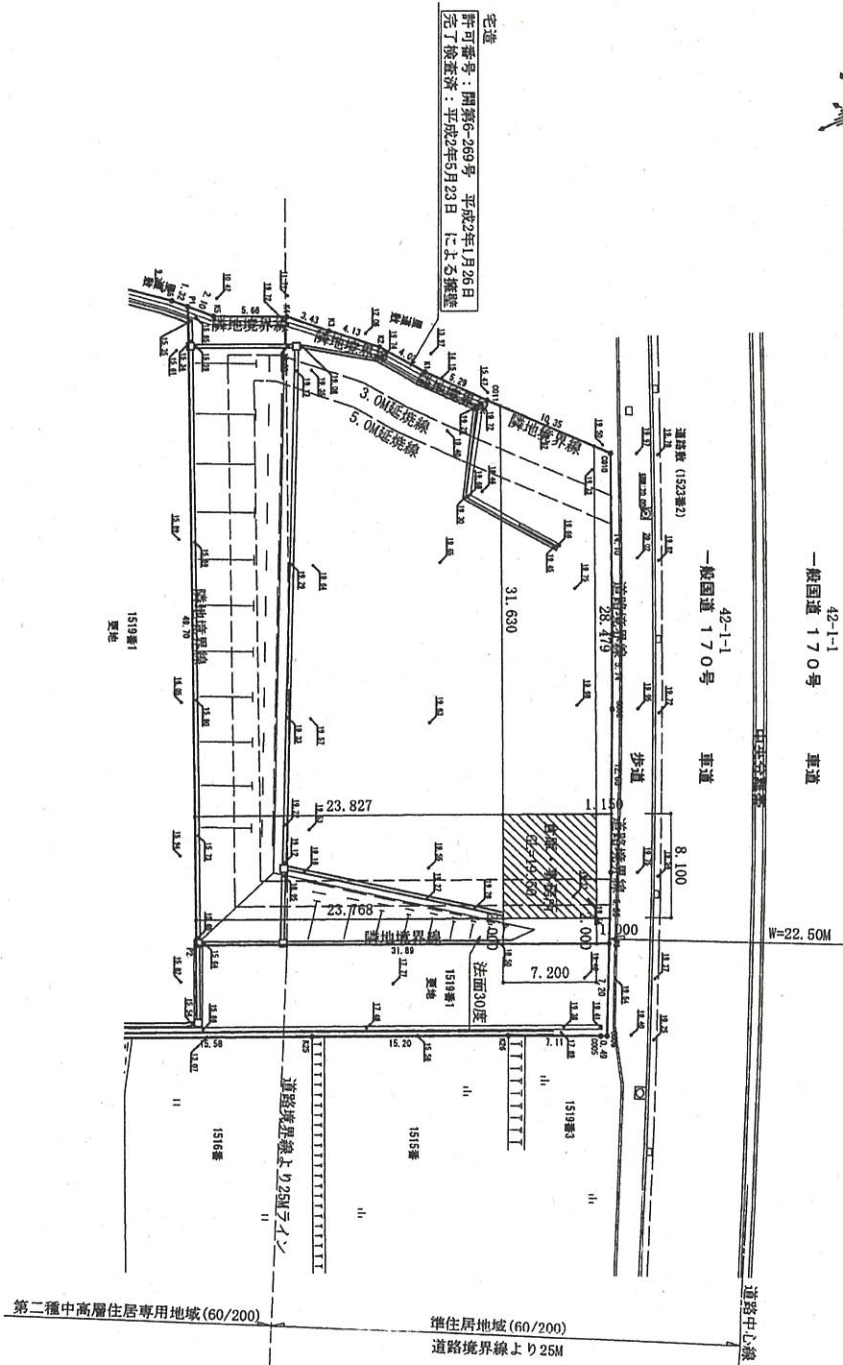
平成三十年二月二十六日

厚生労働大臣 加藤勝信



昭五九印加加加加加





配置図 S:1/400

經由之証
富田林市
富田林市本部
經由

PROJECT TITLE
富田林市錦織南

REMARKS

DATE

BUILDING DESIGNER
源設計
堺市堺区向陽東町2丁12番9号
TEL 072-257-8400
FAX 072-257-8401

TITLE
配置図

SCALE
S:1/400



軒の出は敷地内処理とする
軒先寸法は雨樋等一切を含む

筋交い 45*90 シングル
筋交い 45*90 ダブル
HD金物 表記の柱の柱頭・柱脚共に設置する事。
筋交い 支障なし

床下換気口 基礎バッキン工法とする。
階段 手すり設置 (手すりの出、壁面より100以内)

防火設備認定品 (認定番号別紙)

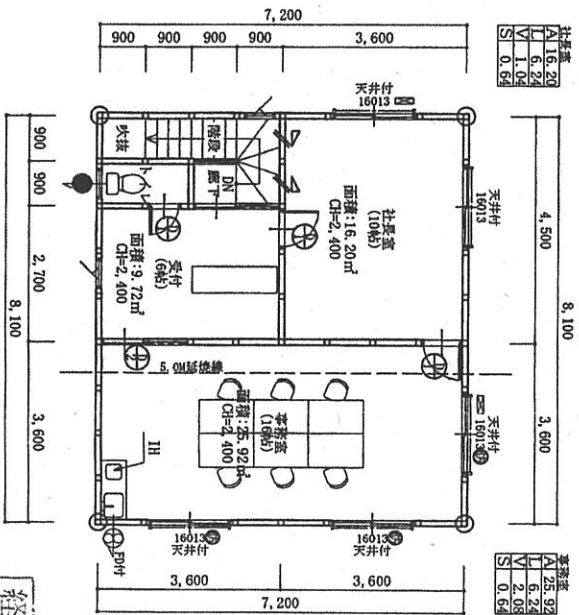
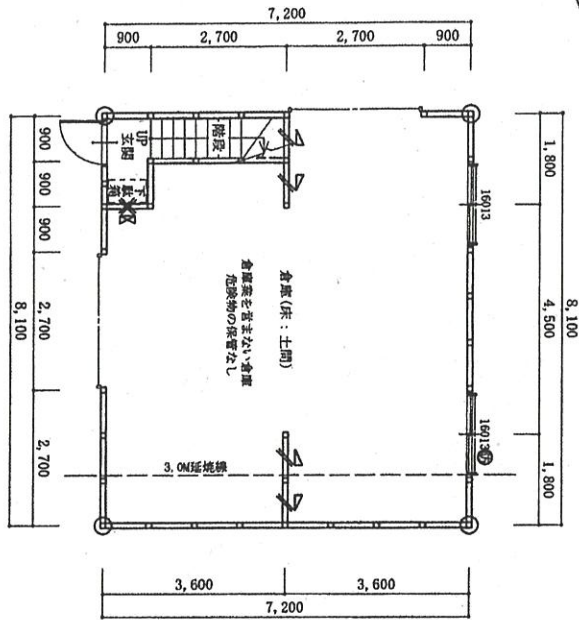
換気プロセス
換気扇 (通常換気用・排気換気扇・FD付き)

階	面積	㎡(坪)
1階	58.32	(17.64)
2階	57.51	(17.39)
延床面積	115.83	(35.03)
建築面積	58.32	(17.64)

有窓無窓判定

1階 避難上又は消火活動上有効な開口部
1.60×1.30 2ヶ所 =4.16㎡
1階床面積: 58.32㎡
4.16㎡×30=124.8、80㎡>58.32㎡

2階 避難上又は消火活動上有効な開口部
1.60×1.30 5ヶ所 =10.40㎡
2階床面積: 57.51㎡
10.40㎡×30=312.00㎡>57.51㎡



經由之証
富田林市
富田林市
富田林市

PROJECT TITLE	富田林市錦織南	REMARKS	DATE	BUILDING DESIGNER	TITLE	SCALE
				源 設計	平面図	S:1/100
				大坂府知事登録第50091号 安田 享平		
				堺市堺区向陽東町2丁目2番9号		
				TEL 072-257-8400		
				FAX 072-257-8401		



営業所・倉庫・事務所内の写真



【注意事項】

- 1 上記様式を複数印刷し、写真を2枚ずつ貼付すること。直接写真を用紙に印刷する場合は、A4版の紙に2枚ずつとすること。いずれの場合も、写真のサイズはL版とすること。
- 2 写真の内容
営業所、倉庫、資材置場の設置状況及び内部の様子がわかる写真
 - ① 外観 道路から入口、社名入り看板、玄関の写真を角度を変え2～3枚程度
 - ② 内部 それぞれ角度を変え備品、器材、材料等を確認できるもの4枚程度

営業所・倉庫・事務所内の写真



【注意事項】

- 1 上記様式を複数印刷し、写真を2枚ずつ貼付すること。直接写真を用紙に印刷する場合は、A4版の紙に2枚ずつとすること。いずれの場合も、写真のサイズはL版とすること。
- 2 写真の内容
営業所、倉庫、資材置場の設置状況及び内部の様子がわかる写真
 - ① 外観 道路から入口、社名入り看板、玄関の写真を角度を変え2～3枚程度
 - ② 内部 それぞれ角度を変え備品、器材、材料等を確認できるもの4枚程度

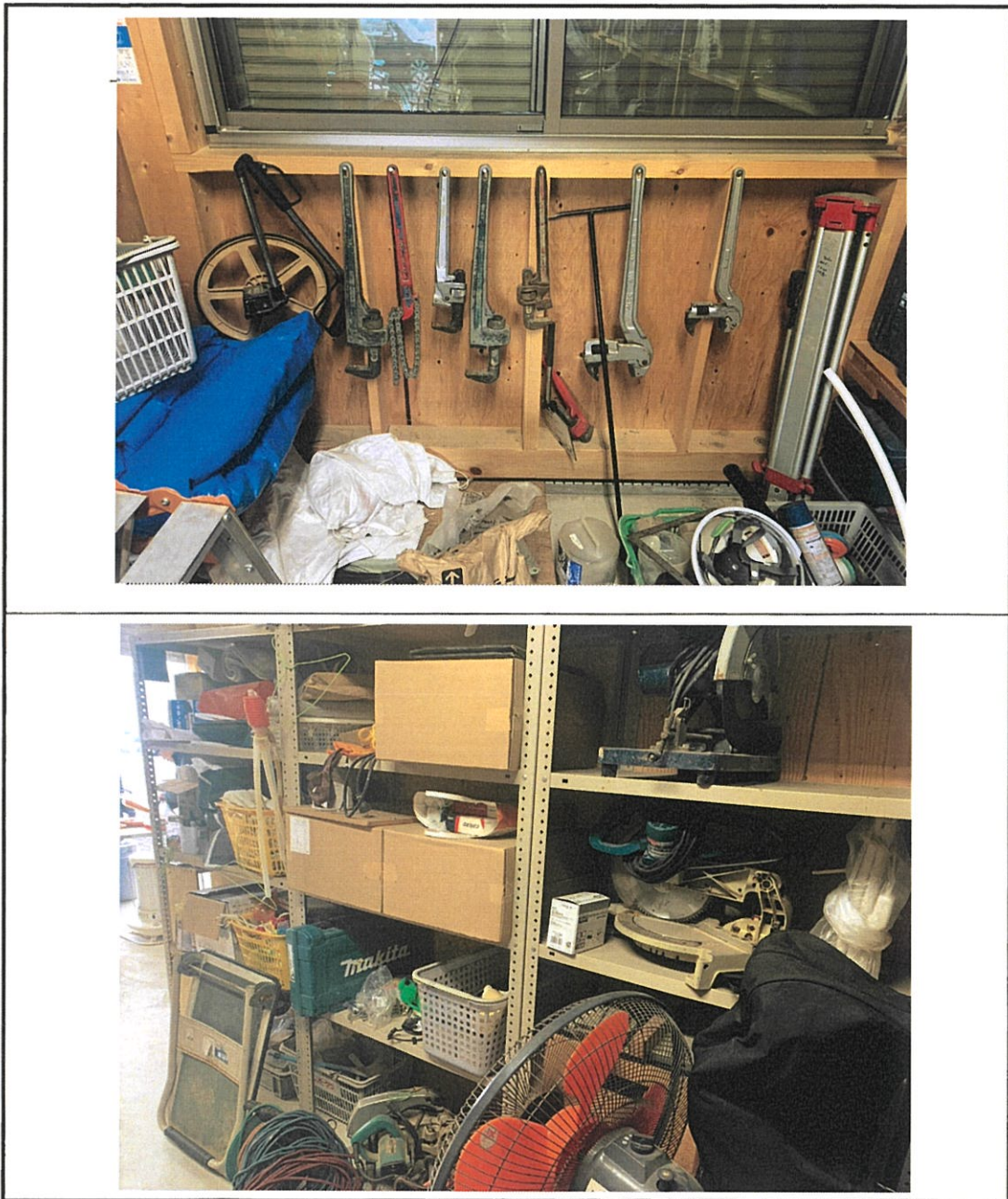
営業所・倉庫・事務所内の写真



【注意事項】

- 1 上記様式を複数印刷し、写真を2枚ずつ貼付すること。直接写真を用紙に印刷する場合は、A4版の紙に2枚ずつとすること。いずれの場合も、写真のサイズはL版とすること。
- 2 写真の内容
営業所、倉庫、資材置場の設置状況及び内部の様子がわかる写真
 - ① 外観 道路から入口、社名入り看板、玄関の写真を角度を変え2～3枚程度
 - ② 内部 それぞれ角度を変え備品、器材、材料等を確認できるもの4枚程度

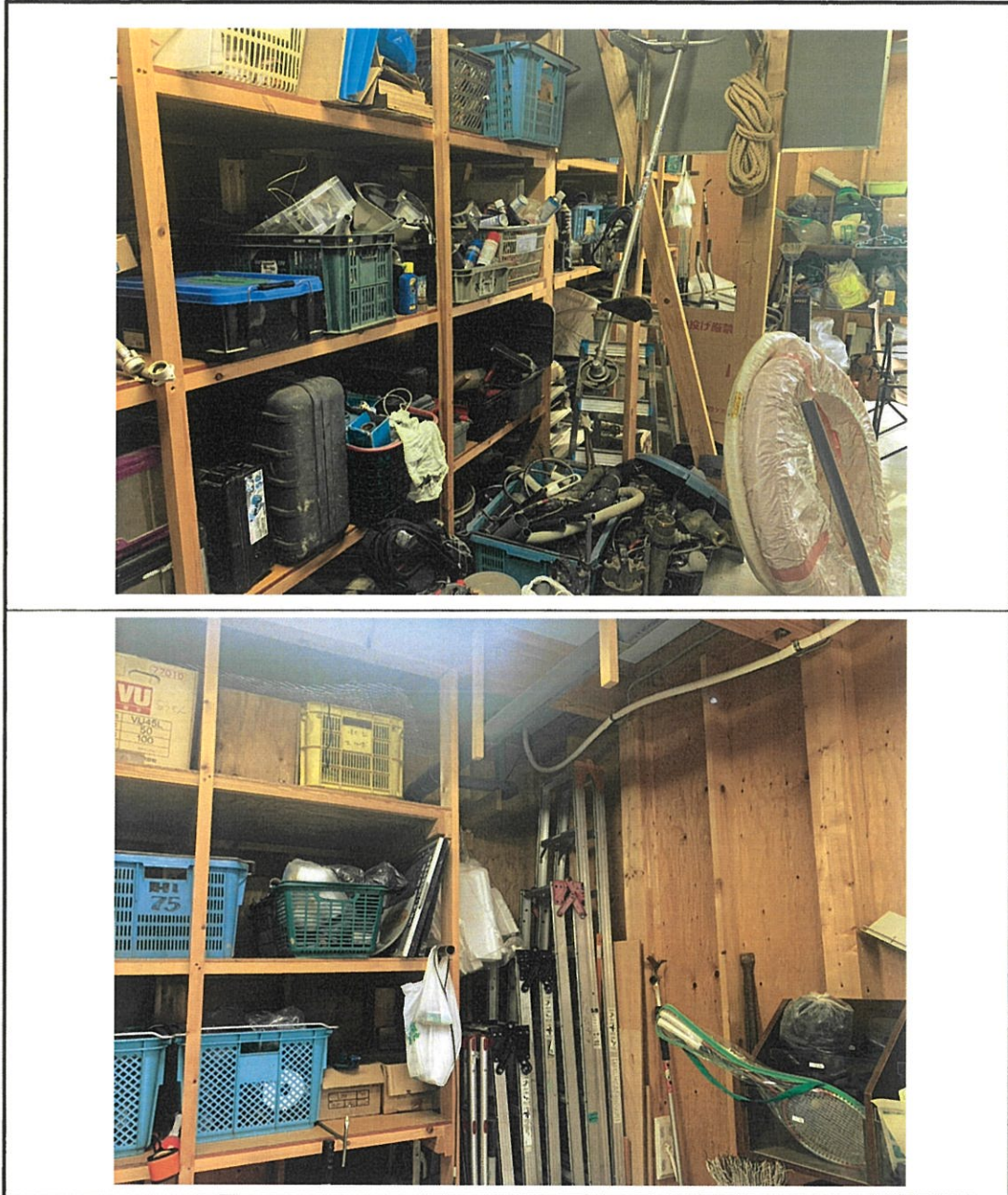
営業所・倉庫・事務所内の写真



【注意事項】

- 1 上記様式を複数印刷し、写真を2枚ずつ貼付すること。直接写真を用紙に印刷する場合は、A4版の紙に2枚ずつとすること。いずれの場合も、写真のサイズはL版とすること。
- 2 写真の内容
営業所、倉庫、資材置場の設置状況及び内部の様子がわかる写真
 - ① 外観 道路から入口、社名入り看板、玄関の写真を角度を変え2～3枚程度
 - ② 内部 それぞれ角度を変え備品、器材、材料等を確認できるもの4枚程度

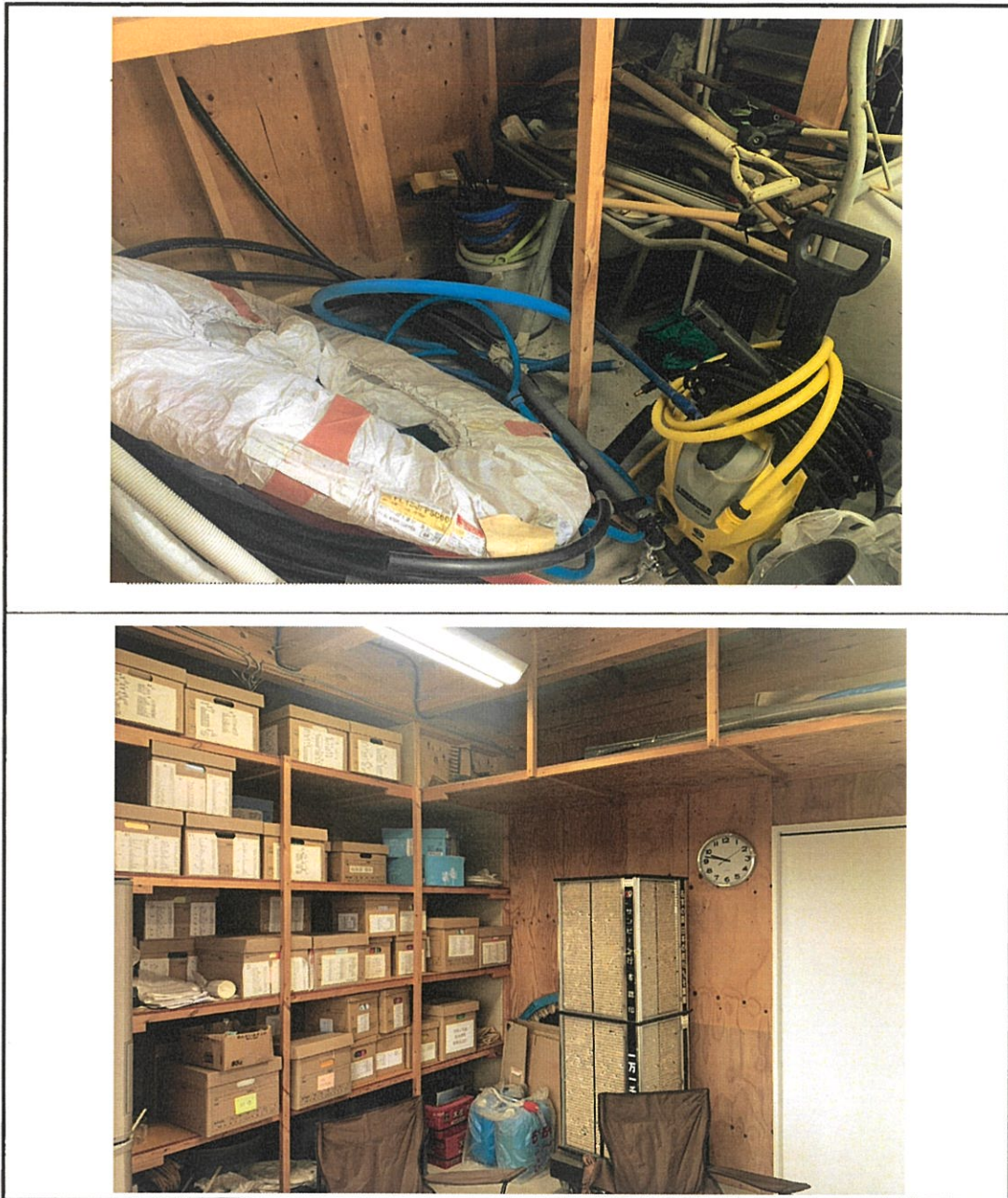
営業所・倉庫・事務所内の写真



【注意事項】

- 1 上記様式を複数印刷し、写真を2枚ずつ貼付すること。直接写真を用紙に印刷する場合は、A4版の紙に2枚ずつとすること。いずれの場合も、写真のサイズはL版とすること。
- 2 写真の内容
営業所、倉庫、資材置場の設置状況及び内部の様子がわかる写真
 - ① 外観 道路から入口、社名入り看板、玄関の写真を角度を変え2～3枚程度
 - ② 内部 それぞれ角度を変え備品、器材、材料等を確認できるもの4枚程度

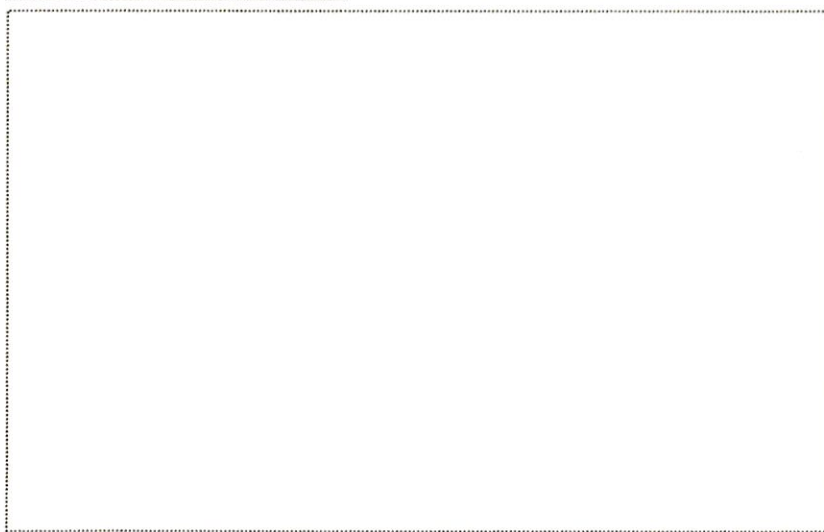
営業所・倉庫・事務所内の写真



【注意事項】

- 1 上記様式を複数印刷し、写真を2枚ずつ貼付すること。直接写真を用紙に印刷する場合は、A4版の紙に2枚ずつとすること。いずれの場合も、写真のサイズはL版とすること。
- 2 写真の内容
営業所、倉庫、資材置場の設置状況及び内部の様子がわかる写真
 - ① 外観 道路から入口、社名入り看板、玄関の写真を角度を変え2～3枚程度
 - ② 内部 それぞれ角度を変え備品、器材、材料等を確認できるもの4枚程度

営業所・倉庫・事務所内の写真



【注意事項】

- 1 上記様式を複数印刷し、写真を2枚ずつ貼付すること。直接写真を用紙に印刷する場合は、A4版の紙に2枚ずつとすること。いずれの場合も、写真のサイズはL版とすること。
- 2 写真の内容
営業所、倉庫、資材置場の設置状況及び内部の様子がわかる写真
 - ① 外観 道路から入口、社名入り看板、玄関の写真を角度を変え2～3枚程度
 - ② 内部 それぞれ角度を変え備品、器材、材料等を確認できるもの4枚程度

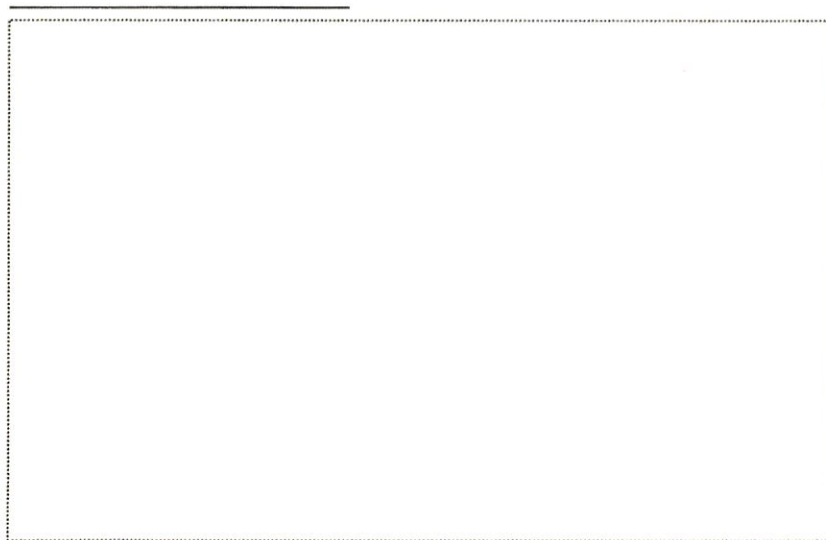
営業所・倉庫・事務所内の写真



【注意事項】

- 1 上記様式を複数印刷し、写真を2枚ずつ貼付すること。直接写真を用紙に印刷する場合は、A4版の紙に2枚ずつとすること。いずれの場合も、写真のサイズはL版とすること。
- 2 写真の内容
 - 営業所・倉庫、資材置場の設置状況及び内部の様子がわかる写真
 - ① 外観 道路から入口、社名入り看板、玄関の写真を角度を変え2～3枚程度
 - ② 内部 それぞれ角度を変え備品、器材、材料等を確認できるもの4枚程度

営業所・倉庫・事務所内の写真



【注意事項】

- 1 上記様式を複数印刷し、写真を2枚ずつ貼付すること。直接写真を用紙に印刷する場合は、A4版の紙に2枚ずつとすること。いずれの場合も、写真のサイズはL版とすること。
- 2 写真の内容
営業所、倉庫、資材置場の設置状況及び内部の様子がわかる写真
 - ① 外観 道路から入口、社名入り看板、玄関の写真を角度を変え2～3枚程度
 - ② 内部 それぞれ角度を変え備品、器材、材料等を確認できるもの4枚程度

営業所・倉庫・事務所内の写真



【注意事項】

- 1 上記様式を複数印刷し、写真を2枚ずつ貼付すること。直接写真を用紙に印刷する場合は、A4版の紙に2枚ずつとすること。いずれの場合も、写真のサイズはL版とすること。
- 2 写真の内容
営業所、倉庫、資材置場の設置状況及び内部の様子がわかる写真
 - ① 外観 道路から入口、社名入り看板、玄関の写真を角度を変え2～3枚程度
 - ② 内部 それぞれ角度を変え備品、器材、材料等を確認できるもの4枚程度

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 5 年 / 月 20 日

申請者 氏名又は名称 株式会社 アプライ
 住所 〒584-0067 大阪府富田林市錦織南1丁目35-45
 代表者氏名 代表取締役 湯 浅 美 栄
 電話番号 0721-55-2772
 FAX番号 0721-55-2773
 メールアドレス info@kk-appy.co.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者(選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 20 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者	✓	15	斑鳩町 水道事業管理者	✓	22	広陵町 上下水道事業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者	✓	23	河合町 水道事業管理者	✓
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓	17	磯城郡 水道企業団企業長	✓	24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 上下水道事業管理者	✓	18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	13	平群町 水道事業管理者	✓	20	上牧町 水道事業管理者	✓			
7	五條市 水道事業管理者	✓	14	三郷町 水道事業管理者	✓	21	王寺町 水道事業管理者	✓			

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 5 年 1 月 20 日

届出者

氏名又は名称 株式会社 アプライ
住 所 〒584-0067 大阪府富田林市錦織南1丁目35-45
代表者氏名 代表取締役 湯浅美栄

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の 選任 の届出
解任
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 アプライ	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
ユ アサ ミ エ 湯浅美栄 ニシカワ ミチ コ 西川倫子 ハシグチ アキホ 橋口明歩	283167 314741 293898	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

第二八三一六七号

給装置工事主任技術者免状

本籍 大阪府

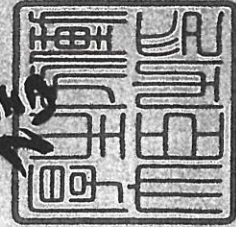
氏名 湯 浅 美 栄

昭和六十一年三月六日生

水道法昭和二十九年法律第七十七号の
規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

平成二十九年十月二十三日

厚生労働大臣 加藤勝信



第三一四七四一号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 大阪府

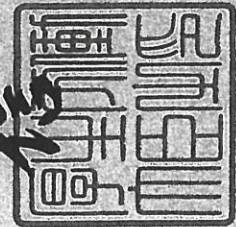
氏名 西川 倫子

平成元年八月二十日生

水道法(昭和三十九年法律第百七十七号)の
規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

令和四年十月二十四日

厚生労働大臣 加藤勝信



第二九三八九八号

給水装置主任技術者免状

本籍 大阪府

氏名 橋口 明 步

昭和五十九年六月二十日生

水道法昭和五十九年法律第七号の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成三十年二月二十六日

厚生労働大臣 加藤勝信

